
地方公共団体における公共サービス改革に係る
官民連携の在り方に関する調査
(概要版)

平成23年3月

目次

第1章 官民連携が求められる背景	2
第2章 主要な官民連携手法の現状と課題	3
第3章 新たな視点に立った官民連携の取組み事例	4
第4章 地方公共団体の推進方策	6
第5章 官民連携の今後のあり方・方向性	7

第1章 官民連携が求められる背景

○現在、官民連携が求められる背景として、下記等の要因がある。

■① 財政環境の変化

- ・ 地方において、税収が伸び悩む中、歳出の抑制が続く状況となっている。
- ・ 社会保障関係費が増大している(例えば2009年度において1980年度の約3.2倍)。
- ・ 社会資本の維持更新需要が増大している。

■② 地方公務員数の削減

- ・ 財政状況の改善のため、公務員数の削減が進められている(例えば2000年から2010年にかけて約13%減少)。

■③ 公共サービスの担い手の多様化

- ・ 財政環境の悪化、公務員数の削減等により地方公共団体が公共サービスを提供していくことが困難となっている一方、新たな公共サービスの担い手として、近年ではNPO、企業等が様々な分野で活躍するようになっている。

■④ 政府による公共サービス改革の推進

- ・ 従来よりPFI、指定管理者制度、市場化テスト等の各種制度上の取組みがなされているが、平成22年度に公共サービス改革基本方針が閣議決定される等、公共サービスの内容向上に向けた取組みやその担い手の多様化の推進等がよりいっそう求められている。

第2章 主要な官民連携手法の現状と課題

○主要な官民連携の手法として、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、包括的管理委託等がある。

■ PFI

- ・平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)が制定されて以降、実施方針公表件数及び事業費は着実に増加している。
- ・全体の約7割は地方公共団体が管理者となっており、都道府県の6割強、政令指定都市の9割以上が実施方針公表済みとなっている。一方で、その他の市町村では6%にとどまっている。
- ・今後の課題としては、競争的対話やコンセッション方式の導入、地方公共団体への導入支援等がある。

■ 指定管理者制度

- ・平成15年の地方自治法一部改正により実現し、約7万施設で導入されている(全国の公の施設の約15%)。
- ・公募により選定した施設は約3割、非公募による選定が6割超となっている。
- ・指定管理者制度の課題としては、公共団体側に残る管理者リスク、非公募による選定、指定管理料の引き下げ等にかかわる課題がある。

■ 包括的管理委託

- ・運転・維持管理の詳細について民間事業者の裁量に任せる性能発注により民間企業のノウハウを活用し、効率化、コスト縮減、人件費の削減等を図る委託方式であり、下水道、ごみ処理施設等において導入されている。
- ・民間事業者選定プロセス、選定・契約後の業務の監視、評価にあたって公共側に高い能力が求められること等が課題である。

第3章 新たな視点に立った官民連携の取組み事例

○民間発案型の官民連携として、民間提案制度や民間提案型市場化テストなど、公共サービスの委託等について提案を求める取組み事例がみられる。

○相互支援・協力型の官民連携として、民間企業等との包括協定やアダプト(アドプト)制度など、地方公共団体と民間事業者等が協定を締結し公共サービスの提供を委ねる事例が見られる。

○新たな担い手育成型の官民連携として、協働事業提案制度など、公共サービスを委ねることで新たな担い手として成長を助ける取組みも行われている。

■ 民間発案型

① 民間提案制度

・委託可能な公共サービスについて民間事業者等から提案を募集。

事例: 公民連携コーディネート(佐賀県)

民間提案型市民サービス協働プロジェクト(京都市)

② 民間提案型市場化テスト

・市場化テストを活用する対象事業選定の段階から、民間事業者等から提案を募集。

事例: 北海道市場化テスト(北海道)

提案公募型アウトソーシング事業(熊本県)

■ 相互支援・協力型

① 民間企業等との包括協定

・産業振興、県政情報等発信、地産地消推進等多様なテーマについて民間事業者等と包括協定を締結。

・都道府県では47団体、政令指定都市6団体以上が協定を結んでいる。

② アダプト(アドプト)制度

・道路、河川、公園等の清掃・美化等の維持管理業務を認定団体に「養子縁組させる」制度。

・ほとんどの都道府県で導入済み。

■ 新たな担い手育成型

① 協働事業提案制度

・地域の課題や活性化に向けて、NPOと地方公共団体が協働して公共サービス提供を行うもの。

・事業実施の他にも、行政とNPOとの情報交換や人材育成支援などを実施している事例あり。

・対等な関係性の構築や、人材育成・活動資金の支援等が今後も課題となる。

事例: 共働事業提案制度(福岡市)

協働ロードマップ(愛知県)

第4章 地方公共団体の推進方策

○地方公共団体では、市場化テストや民間委託等の既存業務のアウトソーシングを行っていくにあたり、業務分析や棚卸しなどが実施されている事例がみられる。

○また、官民連携の取組みを推進していくにあたり、統括部署の設置や民間企業等からの積極的な人材登用・活用等を通して、行政内部の人材育成を図る取組みなども実施されている。

■事例① 総務事務センター(※)の設置による民間委託に係る業務分析(大阪市)

・平成18年11月に「共通管理業務簡素化・集約化等基本計画」を策定し、総務事務センターの設置にあたって、諸無関係業務の業務別・工程別業務時間割合を、課・事業所単位で調査を実施。

・また、実施の総務事務業務の委託にあたっては、委託する総務事務業について、業務フローを作成し、民間事業者に対して委託事業を明確化。

(※)総務事務センターは、都道府県や政令指定都市などの比較的大きな地方公共団体で多く採用されている事業効率化手法であり、各部署共通の定型・反復的な総務事務を集約化し、業務の流れを簡素化・標準化させ、必要に応じて業務委託等により民間活力を導入するもの。

■事例② 専門員制度の活用による人材育成(市川市)

・民間の知識や経験を行政で活用することを目的とし、専門的知識を持つ人材を地域から公募し、非常勤特別職として採用する専門員制度を平成11年度より導入。

・専門員は、介護福祉、土木、建築、税務、広報、芸術文化等幅広い分野で採用されており、行政サービスの質の向上に寄与(32職種24所属57人:平成21年4月現在)。

・平成10年度より、電子自治体を推進するための人材育成・人材活用に取り組み、平成17年4月には、電子自治体への取組みを総合的にマネジメントするCIO長職を設置するなど、組織、人員体制の改革も実施。

・また、民間企業、大学等の組織に勤務経験のある情報技術の専門家を、情報システム専門員として採用するなど、民間人材も積極的に活用。

第5章 官民連携の今後のあり方・方向性①

○地方公共団体における公共サービスに係る官民連携の取組みを概観すると、①民間等が担う役割の拡大化、②契約の長期化・包括化、③担い手の多様化、④官民の関係の双方向化の4つの特徴がある。

■特徴

	内容	具体例
①民間等が担う 役割の拡大化	従来、地方公共団体により直接公共サービスの提供が行われてきた領域に関しても、業務の効率化等を目指すとともに、積極的に民間の資金、人的資本、ノウハウ等を活用し、可能な限り民間等に委ねていく方向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の棚卸や、事業仕分け、民間提案型の制度の活用等を通し、アウトソーシングすべき業務を抽出する取組みがみられる。 ・民間が担うべきと判断された業務に関しては、外部委託等のほか、PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の活用により実施に移されている。
②契約の長期化・ 包括化、	公共サービスの効率的、効果的な実施を目指し、民間主体が、長期的・包括的にサービスを提供する例が見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ・主にPFI、指定管理者制度、包括的外部委託等の官民連携手法を活用し、契約の長期化・包括化が行われている。
③担い手の多様化	地方分権の進展や、地域づくり・まちづくり等に対する意識の醸成等を受け、民間企業以外にも、地域に根ざしたNPO、市民団体、地域住民等と公共サービスの担い手の多様化が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等と地方公共団体の共同事業、NPO等に対するアウトソーシング、提案公募事業、アドプト制度等、NPOや市民団体等を担い手とした公共サービス提供の例が見られる。
④官民の関係の 双方向化	公共サービスに係る業務等の内容等について、市民や民間事業者等から提案を受けての検討が行われる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・市場化テスト、民間提案制度等により、地方公共団体が行う事務事業について、民間等から意見・提案を求め、その提案にもとに、民間等にアウトソーシングを行う取組み等が見受けられる。

第5章 官民連携の今後のあり方・方向性②

○今後、官民連携の必要性は今後ますます高まっていくと考えられる。また、地方分権の進展等にあわせ、今後は、地域特性に応じて多様な形での官民連携が行われることが予想される。

■ 地方自治体に求められる主な取り組み

項目		具体的な取り組み内容
① 官民連携を実施する 公共サービスの明確化	業務の洗い出し	・業務の棚卸しや分析に加え、市場化テストや、民間提案制度、協働事業等の手法を活用し、民間が担うべき業務を洗い出す。
	手法・主体の選択	・サービス水準の向上、財政負担の軽減等の観点から最もメリットのある官民連携手法及び実施主体を検討する。
② 官民連携を推進する 体制の整備等	体制の整備	・官民連携を統括する庁内組織の設置等の体制整備を行う。
	ノウハウの蓄積	・官民連携に関する研修等の実施や、外部専門家等との交流を通して、職員や組織にノウハウを蓄積させる。
③ 公共サービスの担い 手の育成	情報の提供	・地方公共団体が有している公共サービスに関する専門知識やノウハウ等を民間側に円滑に移転・提供する。
	資金面での支援	・「新しい公共支援事業」等を通して、地域NPO等の主体に対し、資金面等において支援を行う。
④ 持続可能な協働関係 の構築	事業採算性の確保	・公共側と民間側での適切な業務・リスク分担、複数の業務を一体的に民間に委ねること等を通して、民間側の参入意欲を損なわない形で官民連携事業を実施する。
	インセンティブの付与	・特に、民間発案型の官民連携の取組みを推進していくにあたっては、提案者に対してインセンティブの付与の仕組みを導入する。